

# 兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第34号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 児童福祉規則の一部を改正する規則（児童課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎児童福祉規則の一部を改正する規則（規則22号）

児童福祉法の一部改正により、国又は都道府県以外の者による社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業の実施に係る届出手続等が創設されることに伴い、当該届出の様式を定めることとした。

## 規 則

児童福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第22号

#### 児童福祉規則の一部を改正する規則

児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第28条の3中「第34条の4第1項」の右に「、第34条の7の2第2項（社会的養護自立支援拠点事業に係る部分に限る。）又は第34条の7の5第2項」を加える。

第28条の4中「第34条の4第2項」の右に「、第34条の7の2第3項（社会的養護自立支援拠点事業に係る部分に限る。）又は第34条の7の5第3項」を加える。

第28条の5中「第34条の4第3項」の右に「、第34条の7の2第4項（社会的養護自立支援拠点事業に係る部分に限る。）又は第34条の7の5第4項」を加える。

様式第23号中

「（児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業）」

を

「〔児童自立生活援助事業  
小規模住居型児童養育事業  
社会的養護自立支援拠点事業  
妊産婦等生活援助事業〕」

に、

「第34条の4第1項」

を

「〔第34条の4第1項  
第34条の7の2第2項  
第34条の7の5第2項〕」

に改め、同様式注(2)中「運営規程」の右に「（児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う場合に限る。）」を加える。

様式第25号中

「（児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業）」

を

「〔児童自立生活援助事業  
小規模住居型児童養育事業  
社会的養護自立支援拠点事業  
妊産婦等生活援助事業〕」

に、

「第34条の4第2項」

を

「〔第34条の4第2項  
第34条の7の2第3項  
第34条の7の5第3項〕」

に改める。

様式第26号中

「(児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業)」

を

「〔児童自立生活援助事業  
小規模住居型児童養育事業  
社会的養護自立支援拠点事業  
妊産婦等生活援助事業〕」

に、

「第34条の4第3項」

を

「〔第34条の4第3項  
第34条の7の2第4項  
第34条の7の5第4項〕」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。